

# 1 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

申告書の2枚目と3枚目の上部を切り離し、保険料・拠出金を添えて金融機関、管轄の労働基準監督署、労働局または社会保険・労働保険徴収事務センター（社会保険事務所に設置されております）へご持参ください。なお、労働基準監督署では、所掌3の申告書（藤色と赤色）にかかる納付はできません。

事業主控は保存しておく

銀行や郵便局（ゆうちょ銀行）へ申告書と納付書を切り離さずにお出しになれば申告書（提出用）は労働局あて送付されますが、もし返却された場合はお手数ですが、労働局あてにお送りください。

一括有期事業報告書、一括有期事業総括表は銀行、郵便局及び社会保険労働保険徴収事務センターでは受理することができませんので、管轄の労働基準監督署・労働局に持参または送付してください。

いずれか

## 来庁による方法

申告書は3枚すべて管轄の労働基準監督署、労働局または社会保険・労働保険徴収事務センターへご持参ください。郵送での提出も可能ですが、その場合予め事業主控は切り離していただくか、受付印が必要なときは**返信用の封筒を同封**してください。

社会保険・労働保険徴収事務センター（社会保険事務所内）

## 報告書

## 総括表

## 労働保険料の納期について

各期の納付期限	全期・第1期	7月10日
	第2期	11月16日
	第3期	平成22年2月15日

- ★申告・納付期日最終日である7月10日（金）は、金融機関・郵便局窓口において大変混雑が予想されます。混雑緩和のための**早期申告・納付**にご理解・ご協力をお願いいたします。
  - ★第2期、第3期の納付書は**各納付期限の概ね10日前**に送付いたします。
  - ★第2期、第3期の納付はどなたでも電子納付がご利用できます。
  - ★納付を怠った場合、**延滞金**が課されます。
- …3…